

利用料金表

令和7年4月1日～適用

利用者負担段階	本人・世帯の収入所得	預貯金等	保険適用												保険外				自己負担額合計(A+D)	(高額介護を適用した場合)自己負担限度額+(D) 1段階:¥15,000 2段階:¥15,000 3段階:¥24,600 4段階:¥44,400	利用者月額(2割負担)(B+D) (高額介護を適用した場合) 注)課税所得380万円(年収約770万円以上の方は除く)	利用者月額(3割負担)(C+D) (高額介護を適用した場合) 注)課税所得380万円(年収約770万円以上の方は除く)						
			施設介護①	サービス費	栄養ケアマネ強化加算(1日当り)②	個別機能訓練加算(Ⅰ)(1日当り)③	個別機能訓練加算(Ⅱ)(1日当り)④	日常生活継続支援加算(Ⅰ)(1日当り)⑤	看護体制加算(Ⅰ)ロ(1日当り)⑥	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)(1日当り)⑦	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ(1日当り)⑧	科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(1日当り)⑨	協力医療機関連携加算1(1月当り)⑩	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)(1月当り)⑪	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(31日利用の場合)⑫	月合計(月:31日)①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑩+⑪+⑫	利用者負担(1割負担)(A)	利用者負担(2割負担)(B)					利用者負担(3割負担)(C)	食費	居住費	合計	月合計(月:31日)(D)	
1段階	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方 ・生活保護を受給している方	預貯金等が 単身 1,000万円、 夫婦 2,000万円以内	介護1	5,890	110	120	200	360	40	30	130	500	500	100	29,047	236,527	23,653				300	380	680	21,080	44,733	36,080		
			介護2	6,590											32,085	261,265	26,127	47,207	36,080									
			介護3	7,320											35,253	287,063	28,706	49,786	36,080									
			介護4	8,020											38,291	311,801	31,180	52,260	36,080									
			介護5	8,710											41,286	336,186	33,619	54,699	36,080									
2段階	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金(障害年金、遺族年金)収入額の合計額が80万円以下の方	預貯金等が 単身 650万円、 夫婦 1,650万円以内	介護1	5,890	110	120	200	360	40	30	130	500	500	100	29,047	236,527	23,653				390	480	870	26,970	50,623	41,970		
			介護2	6,590											32,085	261,265	26,127	53,097	41,970									
			介護3	7,320											35,253	287,063	28,706	55,676	41,970									
			介護4	8,020											38,291	311,801	31,180	58,150	41,970									
			介護5	8,710											41,286	336,186	33,619	60,589	41,970									
3段階①	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金(障害年金、遺族年金)収入額の合計額が80万円超120万円以下の方	預貯金等が 単身 550万円、 夫婦 1,550万円以内	介護1	5,890	110	120	200	360	40	30	130	500	500	100	29,047	236,527	23,653				650	880	1,530	47,430	71,083	71,083		
			介護2	6,590											32,085	261,265	26,127	73,557	72,030									
			介護3	7,320											35,253	287,063	28,706	76,136	72,030									
			介護4	8,020											38,291	311,801	31,180	78,610	72,030									
			介護5	8,710											41,286	336,186	33,619	81,049	72,030									
3段階②	・世帯全員が住民税非課税で、公的年金等に係る雑所得を除いた合計所得金額と課税年金収入額、非課税年金(障害年金、遺族年金)収入額の合計額が120万円超の方	預貯金等が 単身 500万円、 夫婦 1,500万円以内	介護1	5,890	110	120	200	360	40	30	130	500	500	100	29,047	236,527	23,653				1,360	880	2,240	69,440	93,093	93,093		
			介護2	6,590											32,085	261,265	26,127	95,567	94,040									
			介護3	7,320											35,253	287,063	28,706	98,146	94,040									
			介護4	8,020											38,291	311,801	31,180	100,620	94,040									
			介護5	8,710											41,286	336,186	33,619	103,059	94,040									
4段階	・上記以外の方	・上記以外の方	介護1	5,890	110	120	200	360	40	30	130	500	500	100	29,047	236,527	23,653	47,305	70,958		1,445	1,231	2,676	82,956	106,609	106,609	127,356	127,356
			介護2	6,590											32,085	261,265	26,127	52,253	78,380									
			介護3	7,320											35,253	287,063	28,706	57,413	86,119									
			介護4	8,020											38,291	311,801	31,180	62,360	93,540									
			介護5	8,710											41,286	336,186	33,619	67,237	100,856									

①施設介護サービス費.....基本料金です。
 ②栄養ケアマネ強化加算.....栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行い栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し情報を活用した場合に算定します。
 ③個別機能訓練加算(Ⅰ).....配置された機能訓練指導員が個別に計画を作成し計画の範囲で必要に応じて機能訓練指導を行った場合に算定します。
 ④個別機能訓練加算(Ⅱ).....個別機能訓練加算(Ⅰ)を取り組み、計画書等を厚生労働省に提出しサービス提供にあたり情報を活用した場合に算定します。
 ⑤日常生活継続支援加算(Ⅰ).....認知症高齢者等が一定割合以上入所しており一定割合以上の介護福祉士を配置している場合に算定します。
 ⑥看護体制加算(Ⅰ)ロ.....常勤の看護師を1名以上配置している場合に算定します。
 ⑦褥瘡マネジメント加算(Ⅰ).....褥瘡の発生を予防するため、定期的な評価を行います。
 ⑧夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ.....配置基準以上の夜勤者(4名以上)を配置している場合算定します。
 ⑨科学的介護推進体制加算(Ⅱ).....日常生活動作値、栄養状態、口腔機能、疾病の状況、認知症の状況等の心身状態に係る基本的な情報を厚生労働省に提出しサービス提供にあたり情報を活用した場合に算定します。
 ⑩協力医療機関連携加算1.....相談診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制を確保している協力医療機関と連携しています。
 ⑪高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ).....感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していきます。院内感染対策に関する研修又は訓練に1年に1回以上参加しています。
 ⑫介護職員等処遇改善加算(Ⅰ).....介護職員等の処遇改善を目的に介護保険適用額の14.0%を算定します。
 ※ 上記とは別に状況に応じて算定する加算がありますので詳細は重要事項説明書をご覧ください。